

個人情報保護に関する基本方針

豊田市子ども会育成連絡協議会（以下「市子連」という）は、地区または単位子ども会活動の助成に関する事業を行い、子どもの社会生活に必要な徳性の涵養^{かんよう}、および子どもの健全育成に寄与することを目的とする団体です。この団体の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1. 個人情報に関する関係法令及び市子連個人情報管理規定を遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報を慎重に取り扱います。
2. 個人情報の利用目的を市子連活動に限定し、目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱いません。適正かつ公平な手段によって、個人情報を取得します。
3. 個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
4. 法令に定めのある場合を除き、個人データを、本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。
5. 個人情報に対し、本人から開示・訂正・追加・削除・利用停止を求められたときは、適切かつ迅速に対応します。
6. 個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速に対応します。
7. 市子連三役に対し、個人情報の保護および適正な管理について年度初めに研修を実施し、市子連活動の遂行における個人情報の適正な取扱いを徹底します。
8. 個人情報の取扱いについては、継続して改善に取り組みます。

個人情報管理規定

(目的)

第1条 この規程は、市子連が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関してこの団体の役職者が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。
ア 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(5) 役職者等

「役職者等」とは、この団体に所属する理事、幹事、三役、上部役員及び事務局職員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職者等に適用する。また、退任後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

1 各種委員会委員、サポーター及びこの団体の活動について委嘱又は依頼を受けた者が、

この団体の活動に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

2 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

1 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) この団体の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

2 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第5条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、この団体の事業の遂行に必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(個人情報の正確性確保)

第6条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第7条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第8条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第9条 この団体が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、つぎに掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。